

## 今後の環境影響評価制度の在り方についての主な意見と論点 その2

### 4. 地方公共団体の関与

政令指定都市の意見提出について  
複数の地方公共団体にまたがる事業の審査について

#### 総合研究会における主な意見

#### 4. 地方公共団体の関与

政令指定都市の意見提出について（報告書31ページ～32ページ、52ページ）

方法書段階及び準備書段階において、関係市町村長の意見を集約して都道府県知事が事業者に対して意見を述べるという現行法の仕組みについて、地方公共団体側から、都道府県知事を介さず事業者に対して意見提出する権限を市長に付与することを求める要望がある。

大半の政令指定都市は環境影響評価制度に係る独自の審査会を持って審査体制を整備していることや、公害防止事務の多くが政令指定都市等に下ろされていることを踏まえると、政令指定都市が直接事業者へ意見提出する方法が適当とする意見があった。

一方、関係市町村からそれぞれ意見が提出されると事業者としてその取扱が難しくなるのではないかとする現行法の背景にある考え方に留意すべきとの意見がある。これに対して、事業実施区域又は環境影響が及ぶ区域が政令指定都市の区域内に完結する事業の場合には政令指定都市の長が直接事業者へ意見提出する案が考えられるとする指摘があった。

ただし、この案を採用する場合でも、都道府県知事は広域の見地から補足することがあれば意見提出できるようにすべきとの意見もあった。

複数の地方公共団体にまたがる事業の審査について（報告書 32 ページ、52 ページ）

現状において、環境影響評価条例を制定している全ての都道府県及び政令指定都市で意見形成のための審査会が設置されている。この点に関して、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、一つの事業について複数の環境影響評価手続を実施せざるを得ない場合があり、重複審査を回避するために効率的な仕組みを検討すべきとの意見があった。

地方公共団体による審査を効率的に実施するための対応として、複数の都府県にまたがって事業が実施される場合には関係都府県の合意に基づく審査会の開催、合同による意見提出を可能とする案が考えられるとの意見や、複数の地方公共団体による合同審査は広域的な視点からの評価が反映できるという面からもメリットがあるとの意見があった。

## 5 . 環境影響評価結果の事業への反映

許認可への反映について

事後調査について

未着手案件の環境影響評価手続の再実施について

### 総合研究会における主な意見

#### 5 . 環境影響評価結果の事業への反映

許認可への反映について（報告書32ページ～33ページ、52ページ）

環境影響評価結果の許認可等への反映については、許認可等を行うに当たっての「環境の保全についての適正な配慮」に係る審査基準を明確化すべきとの意見や、許認可等権者が許認可等に関する判断を下した場合に環境保全をどのように考慮したかについて公表すべきとの意見があった。

このうち、審査基準の明確化については、現行法がベスト追求型の評価の視点を取り入れていることを踏まえると、一律に審査基準を明確化しすぎると、画一的で基準クリア型の対応に陥ってしまうことが危惧されるので、現行法の趣旨にそぐわないのではな  
いかとの意見があった。

環境保全への配慮に係る公表については、許認可に際して環境影響評価結果をどのように配慮したかを公表することは環境影響評価手続の実効性の担保にも資すること等から、許認可等の際の環境保全への配慮と他の公益との比較考量の検討経緯について、事業の内容に応じ公表させる必要性について検討の余地があるとの意見があった。

事後調査について（報告書33ページ～34ページ、52～53ページ）

事後調査については、環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった。

また、今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見や、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱いがなされないので、国の関与が必要との意見があった。

一方、事後調査は地域特性等を踏まえながら行うものであるため、一律に法で規定して実施する段階までいくべきではないとの意見や、一律に内容を決めることは手続の形骸化にもつながりかねないため、ある程度弾力的に対応できることが必要との意見等、事後調査の取扱いについては柔軟な対応を求める指摘が多くみられた。

現行法では環境影響評価の結果を許認可等に確実に反映させることとし、許認可の段階で手続が完結する仕組みとなっている中、許認可等がなされた後の段階でどのような法的根拠によって事後調査を義務付けるかについても議論がなされた。

この点については、許認可等を行う際に、予測の不確実性等を理由にした事後調査の実施及び報告を許認可等の附款という形で義務づけるとの意見や、事後評価によって事前評価の問題を見出して、それを改善していく評価のサイクルの観点から、事後調査を許認可等の附款ではなく法で一律に義務付けることもあり得るとの意見等があった。

この他、事後調査を導入するのであれば、事後調査の結果が事前の予測と大きく違っていた場合にどのような保全措置を講じるのかをあらかじめ明らかにしておく必要があるという意見や、予測の不確実性について社会的な受容があるのかという点について十分な議論が必要ではないかという意見があった。

未着手案件の環境影響評価手続の再実施について（報告書34ページ～35ページ、53ページ）

現行法では、環境影響評価手続の終了後未着手の事業について、事業者自らの判断により再度環境影響評価手続を実施することを可能としているが、同手続の再実施を義務付ける規定は置いていない。

この点に関して、環境影響評価の終了から一定期間が経過した事業について事業実施区域の環境に変化がないかどうかを把握することは重要であるものの、一律に再評価を義務付けることや、環境の状況に変化があった場合に変化がなかった項目も含めて環境影響評価手続の全てをやり直すことは過酷であるとの意見があった。

事業者による現行の自主的な取組を促進する措置はあり得るのではないかとして、環境影響評価手続の終了後に長期間未着手となっている事業において環境の状況に変化等が生じた場合には、許認可等権者から、項目を絞った上で追加的な調査を提案し、必要があれば環境保全措置を強化する仕組み等を設けることが考えられるとの指摘があった。

## 6．環境影響評価手続の電子化

### 環境影響評価手続の電子化

#### 総合研究会における主な意見

### 6．環境影響評価手続の電子化

法施行後の状況の変化として行政手続の電子化が進展していることや、地方制度や諸外国においても電子媒体による環境影響評価図書<sup>1</sup>の公開が進められつつあることを踏まえ、環境影響評価図書<sup>2</sup>の電子媒体による縦覧をはじめ、環境影響評価手続の電子化について推進すべきという指摘が多く見られた。

現行法では、居住する地域に関係なく意見を提出できることを前提としている一方で、現地に行かなければ環境影響評価図書<sup>3</sup>を閲覧することができないといった状況が存在することは問題であり、公開性を高める観点から電子公開の推進が必要であるという意見があった。

一方で、環境影響評価図書には安全保障上問題となる情報や企業機密に属する事項も含まれており、情報流出や不正流用を懸念する意見や、概要版を電子公開するといった段階的な対応も考えられるのではないかという意見もあった。

また、電子メールでの意見集約については、コンピューターウイルスや迷惑メールの氾濫している現状や、インフラ整備上の問題から確実に事業者が届くとは限らない点を考慮する必要があるという意見があった。

法施行後の状況の変化を踏まえ、環境影響評価手続の電子化の推進について検討を行う必要がある。その際には、上述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備について留意が必要と考えられる。

## 7. 情報交流

方法書意見への対応について  
住民等の意見聴取の強化について  
住民参加の強化について  
情報の整備について

### 総合研究会における主な意見

#### 7. 情報交流

方法書意見への対応について（報告書36ページ、54ページ）

現行法では、方法書意見への事業者の見解は準備書において明らかとされる点になっている点について、調査着手以前に、方法書に対する住民意見・地方公共団体意見への事業者の見解の公開を義務づけるなど、方法書に対する住民等の意見を、準備書作成前に反映させる担保措置を設けることが必要という意見があった。一方で、方法書意見への回答の義務化は、環境影響評価手続の開始が遅れ、方法書本来の趣旨に逆行するのではないかという意見があった。

方法書手続は適切な環境情報の収集が目的であり、より適切な環境情報の収集のためには、事業者の見解を公開するよりも、住民等の理解を促進させ、積極的な意見提出がなされるようにすることが重要であり、方法書段階での説明の充実といった手段が有効ではないかという指摘もあった。

住民等の意見聴取の強化について（報告書36ページ～37ページ、54～55ページ）

住民等の意見聴取に関して、現行法では事業者が方法書段階等で書面により意見を受け付けることとなっているが、地方公共団体の意見形成のために公聴会の義務化等の措置が必要ではないかという意見があった。

住民等からの意見聴取を活発化するための措置は、地方公共団体による条例に基づく公聴会の開催等、既に様々な取組がなされている。公聴会については法で義務化するまでもなく手続の上乗せにより適切に運用されているため、法律での義務化により運用の柔軟性がなくなるのではないかという意見もあった。

公聴会の法律による義務化ではなく、分かりやすい環境影響評価図書の作成や、各地方公共団体における情報や知見の集約・提供の強化を含めて、引き続き検討・取組を進めていく必要がある。

住民参加の強化について（報告書 37 ページ）

住民参加の強化については、スクリーニング手続に関係住民等の意見提出権を定めることとすべきとの意見があった。

スクリーニングの判定は、主務省令において事業特性と地域特性を要素とする判断基準が示されており、これに加えて主務大臣が有する事業特性に関する知見や、都道府県知事が有する地域の環境情報に基づき客観的な判断が行われる仕組みとなっている。

情報の整備について（報告書 37 ページ～ 38 ページ、55 ページ）

環境影響評価に関する情報の集積を容易にするため、過去に実施された環境影響評価のデータや希少種のデータについて国が整備し、共有化することが必要ではないかという意見があった。

過去の環境影響評価の結果を含めた各種環境情報の整備はこれまでも取り組まれているところであるが、長期的な課題として、事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながらより一層の取組を進める必要がある。